建築物等における市産材利用推進に関する基本方針

南 魚 沼 市

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下、「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物における木材の利用の目標、建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本事項等を定めるものである。

第1 趣 旨

1 市産材利用の必要性

当市は、豊富な森林資源に恵まれているものの、担い手の不足による手入れ不足 や放置されている森林が増加していることから、森林の持つ公益的機能の低下が懸 念されている。また、市民の木造住宅への指向は高く、木材の潜在的な需要を抱え ているものの、市産材の供給割合は低位にとどまっている。

このため、市産材の使用を促進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止へ貢献するなど、森林の有する公益的な機能の発揮や、再生可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、脱炭素社会の実現への貢献や、市民の安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、持続可能な地域の林業・木材産業の健全な発展を図り、適正な森林整備を促進することが当市の重要な課題となっている。

2 建築物等での市産材利用の推進

木材は暖かさなど人に心地よい感じを与えるとともに、調湿機能、衝撃吸収力、 断熱効果、吸音効果、防虫・抗菌効果などを有しており、人の体と個々の健康にや さしい素材である。また多数の市民が身近に接する公共建築物等には利用者が親し みを感じる環境づくりが求められていることや、市民への PR 効果が高いことから 可能な限り公共建築物等での積極的な木材の利用促進を図るとともに、民間建築物 等で木材利用を促すことにより、市産材の需要創出を図る。

第2 用語の定義

- 1 「建築物等」等とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有する もの(附帯施設・設備含む)及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- 2 「公共建築物等」とは、公の建築物及び建築物以外の施設・設備・構造物関係(広義の公共的な施設)をいう。
- 3 「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する、住宅や事務所・

店舗などの非住宅の建築物(附帯施設、設備を含む)及び建築物以外の施設・設備・ 構造物関係をいい、公共建築物等を除く。

- 4 「公共土木工事」とは、公共発注土木工事をいう。
- 5 「木造化」とは、建築物の新築・増築または改築にあたり、構造体力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいう。
- 6 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 7 「市産材」とは、南魚沼市内の森林で生産された木材のことであり、エンジニア リングウッド(集成材、LVL、I型ビーム)等特殊材を除いて、製材加工についても市 内で行われたものをいう。
- 8 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

第3 推進方針

品質性能の明確な木材の安定供給を図るとともに、市民への普及効果が高い公共建築物等や、民間建築物等に木材の積極的な使用を推進することにより、需要の拡大を図る。また、使用する木材について、市産材の利用が図られるよう市独自の「南魚沼の木で家づくり」事業等の取り組みを推進する。

市民との関わりの多い市職員等の意識高揚と市産材 PR のため、市産材の端材を活用した「木の名札」の着用等の推進も引き続き行い、意識高揚と市産材 PR に努める。

1 市による推進

(1) 公共建築物の木造・木質化の推進

多数の市民が身近に接する公共建築物には、利用者が親しみを感じる環境づくりが求められていることや市民へのPR効果が高いことから、木造化を推進する。また、非木造施設も含めて、内装等の木質化を推進する。

(2) 公共十木工事における木材利用の推進

自然環境や生態系、景観への配慮が求められていることから、公共土木工事に おいては木材の使用を推進するとともに、新たな用途開発については、国、県に よる用途開発状況について、情報収集・分析・提供等を積極的に行い、公共土木 工事における木材利用を推進する。

(3) 備品及び消耗品における木製品の導入

机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原 材料として使用したものの利用を推進する。

(4) 木質バイオマス利用

木質資源の利用促進のため、炭化製品の利用やチップ・ペレット化された木質 バイオマスの利用を積極的に図るため、「南魚沼市木質バイオマスストーブ等設 置補助金」事業を推進する。

(5) その他の施策

設計者や加工技術者その他の人材の育成、工法等に関する研究及び技術の開発・普及、木材の供給体制の整備、建築コストや調達方法等に関する情報収集・分析・提供、建築物等を建築する者に対する設計等の情報提供や、法第 15 条に規定する建築物木材利用推進協定制度の周知などが総合的に図られるよう努める。

2 国及び県や関係団体等に対する市の取組

(1) 国・県への要請

国・県が市内で行う公共建築物等の整備について、国、県の定める基本方針や本 方針の趣旨を踏まえて、積極的な市産材使用を要請する。

(2) 国・地方公共団体以外への要請

国・地方公共団体以外の者が行う建築物等の整備について、国、県の定める基本 方針や本方針の趣旨を踏まえて、積極的な市産材使用を要請する。

(3) 市産材の適切な供給の確保

林業や木材製造業に関わる者が互いに連携し生産性の向上を図り、産地や合法性等の証明された木材・木製品の安定的な供給体制の整備に取り組むことを促進するため、国・県と連携し、必要な施策の推進を図るものとする。

(4) 市民への普及啓発

建築物等での木材利用の促進に取り組むことを通じて、市民に対して木の良さの普及啓発に努め、市産材の利用促進の意義について分かりやすく示すことにより、 民間における市産材の需要拡大を図る。

第4 市が整備する公共建築物等における市産材利用の目標

1 公共建築物における市産材の利用

市が新築・増築・改築する公共建築物においては、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、原則として市産材による木造化を図る。また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況を踏まえ、木造化が可能とされるものについては市産材による木造化を図るよう努める。

また、高層・低層に関わらず、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、市産材による木質化に努める。

2 公共土木工事における市産材の利用

公共土木工事においては、景観・周辺等との調和などの面から木材の使用が適 当な場合、原則として市産材を活用する。

3 備品及び市消耗品における市産材使用製品の導入

市が所管する公共建築物における備品及び消耗品の導入に当たって、可能もの

については、市産材を使用した製品を活用する。

4 木質バイオマスの利用における市産材使用製品の活用

市が所管する公共建築物等における木質バイオマスの利用にあたって、可能な ものについては市産材を使用した製品を活用する。

5 産地や合法性等の明らかな木材の利用

市産材をはじめとした木材の使用に当たっては、産地や合法性等が証明された木材の使用に努める。

第5 推進体制

1 市産材利用推進体制

各部局が行う公共建築物等の整備に当たっては、本方針を踏まえ、市産材の利用を全庁的に連携しながら進める。また、その取り組み状況や実績を内部共有し、市産材利用の促進に努める。

2 木材利用の普及啓発

公共建築物等の木造・木質化について、広く市民に PR するとともに、森林・ 林業関係団体と協力し、市産材の利用の意義の普及啓発を進める。

3 木材供給・利用者との連携

森林組合、製材所などの素材生産者と連携し、市産材の安定供給体制の整備の促進を行う。また、設計士、工務店等に働きかけ、一般住宅等の建築物においても市産材の利用拡大を促す。

4 市産材利用促進のための支援

- (1) 市産材を利用した住宅建築へ「南魚沼の木で家づくり事業」により引き続き支援を行う。
- (2) 木質資源の利用促進のため、炭化製品の利用やチップ・ペレット化された木質バイオマスの利用を積極的に図るため、「南魚沼市木質バイオマスストーブ等設置補助金」事業を推進する。

附則

この方針は、令和4年4月25日から運用する。